発災時間帯に応じた帰宅困難者及び通勤通学困難者への対応

【課　題】

■事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインでは想定していない通勤時間や帰宅時間帯に発災した場合の対応

■「自宅待機」など社員任せの対応や社内ルールの周知が不十分など、企業における対

応が様々

【今回の検討項目】

第１回で検討事項としていた項目のうち、

「通勤時間や帰宅時間などの発生時間帯、発災状況等に応じた対応」（メッセージの発信等）

【対応案】

１　企業・事業所に求める発災時間帯に応じた対応

■基本ルール（行動パターン）

（発災時間別）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ　通勤・通学時間帯 | Ｂ　就業・就学時間帯 | Ｃ　帰宅時間帯 |
| ・原則、従業員に自宅待機又は自宅に戻るよう指示。・ただし、通勤中で事業所に近い場合は、職場などで安全確保を指示。・災害対策や業務継続を行う上で必要不可欠な人員は除く。 | ・従業員に施設内待機を指示。・外出中の従業員は周辺の安全な場所で待機を指示。・来所者を施設内の待機スペースに誘導。＜現行ガイドライン＞ | ・原則、従業員に事業所待機又は事業所に戻るよう指示。・ただし、帰宅途中で、自宅に近い場合は、自宅などで安全確保を指示。 |

※　津波の避難指示等の発令時、津波浸水想定区域の事業所等は、浸水想定区域

外への避難を優先

　　■Ａ、Ｂの発災以降、しばらくしてから帰宅時間（Ｄ）を迎える場合

|  |  |
| --- | --- |
| 広域に被害が及ぶ場合 | 今回の地震の場合 |
| 周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握し、従業員に施設内待機の指示を継続。 | 局所的な地震であり、公共交通機関もほぼ運行再開していたため、個々の対応とした。 |

資料３

　２　行政の情報発信の充実・強化

○災害時に速やかな発信ができるよう予め定型文例を作成するほか、ホームページ

やＳＮＳなど様々なツールを活用して情報発信を実施。

○ツイッター等を活用し、情報発信を行う要員を府災害対策本部に配置。

＜定型文例（案）＞

(1)発災時間別

Ａ　通勤・通学時間帯

救助・救急活動などの応急対策活動に支障をきたしますので、むやみな移動は控え、自宅待機又は自宅に戻るなど安全確保に努めてください。

Ｂ　就業・就学時間帯

建物や周囲の安全を確認した上で、企業は従業員等を安全な場所で待機させてください。

救助・救急活動などの応急対策活動に支障をきたしますので、むやみな移動は控え、最寄りの安全な場所で安全確保に努めてください。

Ｃ　帰宅時間帯

救助・救急活動などの応急対策活動に支障をきたしますので、むやみな移　動は控え、事業所での待機又は事業所に戻るなど安全確保に努めてください。

(2)発災後、時間経過時点

Ｄ　帰宅時間を迎える時間帯

周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握してください。

救助・救急活動などの応急対策活動に支障をきたしますので、引き続き、むやみな移動は控え、安全確保に努めてください。

（参　考）

企業の事業継続及び防災の取組み等に関する実態調査（H30.8.1～8.20）

実施主体：大阪府、（公社）関西経済連合会、大阪府商工会議所連合会

対　　象：5000社（郵送）

主な項目：事業継続計画（BCP）の策定状況

従業員用の備蓄状況、帰宅困難者対策の取組状況

大阪府北部を震源とする地震への対応状況

⇒次回、調査結果を報告